

～専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の受講を希望する方へ～ 訓練前キャリアコンサルティングのご案内

専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給手続きを行う方は、原則、訓練開始日の14日前までに訓練前キャリアコンサルティング※を受ける必要があります。

※ キャリアコンサルタントの資格を有し、必要な研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントが、適切な訓練の選択を支援するために実施するキャリアコンサルティングのことです。

専門実践教育訓練給付・特定一般教育訓練給付は、訓練の受講が今後の職務に活かせるものとなるよう、訓練の受講前にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受ける制度となっています。

訓練前キャリアコンサルティングは、キャリア形成・リスキリング支援センター（厚生労働省委託事業）が、ハローワーク内またはオンラインで実施しています。

訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は予め作成したジョブ・カードをご持参ください。**裏面参照**

予約方法

大阪キャリア形成・リスキリング支援センター

ご利用には、事前予約が必要です。

お申込みはこちらから



WEB予約 <https://carigaku.mhlw.go.jp/> →→



お問合せ・電話でのお申込みはこちら

06-6210-3575（受付時間：平日 8:30～17:15）

※訓練前キャリアコンサルティングに要する時間は、概ね1回60分～90分を目安にしています。

なお、1回のキャリアコンサルティングで終わらない場合は、別の日に2回目を行うこともあります。

ジョブ・カードの作成について

訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、事前にジョブ・カードを作成※1,※2いただき、当日ご持参ください。

ジョブ・カードとは

ご自身の能力や将来への希望などを整理し、明らかにしていくツールです。様式に沿ってこれまでの学習歴や職業経験などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら作成※1,※2してください。

◆ ウェブサイト『マイジョブ・カード』では

スマートフォンやパソコンからジョブ・カードを作成できます。

<https://www.job-card.mhlw.go.jp>



訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、ジョブ・カード様式のうち、

- ・ 様式1-1 [キャリア・プランシート] (就業経験のない方は様式1-2)
- ・ 様式2 [職務経歴シート]
- ・ 様式3-1 [職務能力証明 (免許・資格) シート]
- ・ 様式3-2 [職業能力証明 (学習歴・訓練歴) シート]

の4つの様式を作成※1,※2の上、予約日当日にご持参ください。

※1 就業に関する目標・希望など、整理ができておらず、ご自身で作成できない場合は、キャリアコンサルティングを通して支援をさせていただきますので、そのままご持参ください。

※2 作成したジョブ・カードは、専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の確認の際に、ハローワークに提出する書類の一つとなるため、虚偽の記載をされた場合は、責任を問われる場合があります。